

令和 3 年 度

(下期) 恵庭市水道事業業務状況説明書

恵庭市公営企業

令和3年度（下期）恵庭市水道事業業務状況説明書

（令和4年3月31日）

1. 事業の概況

(1) 給水人口	69,524人	
(2) 総給水量	6,747,687 m ³	
(3) 一日平均給水量	18,487 m ³	
(4) 主要な建設改良工事（消費税込み）		工事発注額
ア. 配水管整備事業等	426,398,500円	予算執行率
イ. メーター取替事業	108,181,264円	96.5%
合計	534,579,764円	91.5%
		95.5%

2. 計理の状況

(1) 予算執行状況

(令和4年3月31日)

(ア) 収益的収入及び支出

(収入)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 水道事業収益				
	1,682,138,000	1,687,635,632	100.3	
第1項 営業収益	1,615,358,000	1,619,028,576	100.2	
第2項 営業外収益	66,780,000	68,554,042	102.7	
第3項 特別利益	0	53,014	0.0	

(支出)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 水道事業費用				
	1,506,319,000	1,508,427,414	100.1	
第1項 営業費用	1,472,756,853	1,476,865,267	100.3	
第2項 営業外費用	30,289,640	30,289,640	100.0	
第3項 特別損失	1,272,507	1,272,507	100.0	
第4項 予備費	2,000,000	0	0.0	

(消費税込み)

(イ) 資本的収入及び支出

(収 入)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 資本的収入	192,800,000	201,880,000	104.7	
第1項 企業債	178,900,000	178,900,000	100.0	
第2項 補助金	0	9,080,000	0.0	
第3項 出資金	13,900,000	13,900,000	100.0	

(支 出)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 資本的支出	830,722,000	790,566,711	95.2	
第1項 建設改良費	656,093,000	617,938,267	94.2	
第2項 企業債償還金	172,629,000	172,628,444	100.0	
第3項 予備費	2,000,000	0	0.0	

(消費税込み)

(2) 損益計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

単位：円

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,342,035,455		
(2) 受託事業収益	50,810,227		
(3) その他営業収益	<u>85,645,434</u>	1,478,491,116	
2 営業費用			
(1) 受水費	677,186,499		
(2) 配水及び給水費	108,798,702		
(3) 受託工事費	10,840,000		
(4) 総係費	160,815,047		
(5) 減価償却費	402,318,335		
(6) 資産減耗費	<u>35,089,630</u>	<u>1,395,048,213</u>	
営業利益			83,442,903
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	129,036		
(2) 他会計負担金	2,816,000		
(3) 長期前受金戻入	58,924,749		
(4) 雑収益	<u>6,201,048</u>	68,070,833	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	23,990,040		
(2) 雑支出	<u>929,938</u>	<u>24,919,978</u>	<u>43,150,855</u>
経常利益			<u>126,593,758</u>

5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	<u>48,751</u>	48,751	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	<u>1,272,507</u>	<u>1,272,507</u>	<u>△ 1,223,756</u>
	当期純利益			125,370,002
	その他未処分利益剰余金変動額			168,573,952
	当期末処分利益剰余金			<u>293,943,954</u>

(消費税抜き)

(3) 貸借対照表

(令和4年3月31日)

単位：円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

15,250,619,712

減 価 償 却 累 計 額

△ 6,532,819,153

有 形 固 定 資 産 合 計

8,717,800,559

(2) 無 形 固 定 資 産

59,456,251

無 形 固 定 資 産 合 計

59,456,251

固 定 資 産 合 計

8,777,256,810

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

889,998,941

(2) 未 収 金

123,282,991

(3) 貯 蔵 品

8,392,914

(4) そ の 他 流 動 資 産

1,000,000

流 動 資 産 合 計

1,022,674,846

資 産 合 計

9,799,931,656

(消費税抜き)

負債の部

3	固定負債		
	(1) 企業債	1,525,425,775	
	(2) 修繕引当金	63,910,980	
	(3) 特別修繕引当金	43,980,000	
	固定負債合計	<u>1,633,316,755</u>	
4	流動負債		
	(1) 企業債	172,571,314	
	(2) 未払金	138,128,494	
	(3) 未払費用	1,195,814	
	(4) 前受金	94,238	
	(5) 引当金	8,550,085	
	(6) 預り金	164,364,447	
	流動負債合計	<u>484,904,392</u>	
5	繰延収益		
	(1) 長期前受金	2,746,107,792	
	(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△ 1,495,458,848</u>	
	繰延収益合計	<u>1,250,648,944</u>	
	負債合計	<u><u>3,368,870,091</u></u>	

資 本 の 部

6	資 本 金				
	(1) 資 本 金	合 計		<u>5,518,560,531</u>	5,518,560,531
7	剰 余 金				
	(1) 資 本 剰 余 金			618,557,080	
	(2) 利 益 剰 余 金			<u>293,943,954</u>	
	剰 余 金 合 計				<u>912,501,034</u>
	資 本 合 計				<u>6,431,061,565</u>
	負 債 ・ 資 本 合 計				<u><u>9,799,931,656</u></u>
					(消費税抜き)

3. 令和4年度予算

令和4年度 恵庭市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度恵庭市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水人口	69,855 人
(2) 年間総給水量	6,788 千 m^3
(3) 一日平均給水量	18,596 m^3
(4) 主要な建設改良事業	
ア. 配水管布設替工事	10,204 m
イ. 配水管布設工事	775 m
ウ. メーター等設置工事	4,083 件

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	1,653,620 千円
第1項	営業収益	1,591,498 千円
第2項	営業外収益	62,122 千円
支 出		
第1款	水道事業費用	1,513,967 千円
第1項	営業費用	1,489,915 千円
第2項	営業外費用	21,052 千円
第3項	特別損失	1,000 千円
第4項	予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 512,188千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的
収支調整額 51,831千円、過年度分損益勘定留保資金 460,357千円で補てんするものとする)

収 入		
第1款	資本的収入	326,900 千円
第1項	企業債	290,000 千円
第2項	出資金	36,900 千円
支 出		
第1款	資本的支出	839,088 千円
第1項	建設改良費	664,516 千円
第2項	企業債償還金	172,572 千円
第3項	予備費	2,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度水道料金等徴収業務用車両リース	令和5年度	297 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上 水 道 事 業 債	千円 290,000	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	% 5.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還年限は、据置期間を含め40年以内とし、償還は毎年度2期元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、特別の融資条件の定めがあるときはその条件による。 2. 企業財政の都合によって償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還をし又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用と特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用できない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費(法定福利費を含む)

144,925 千円

(2) 交際費

10 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、64,940千円と定める。

令和4年2月17日 提出

恵庭市長 原 田 裕